「徳島県災害廃棄物処理計画」改定素案について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、災害廃棄物の発生量推計を見直すとともに、直近の災害を通して得た教訓を反映させるため、「徳島県災害廃棄物処理計画」の改定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和８年11月25日（水）～ 令和８年12月25日（金）（必着）

２　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前９時～午後５時

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 資源循環課 施設整備担当

電話：088-621-2259　FAX：088-621-2846

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shigenjunkanka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095　FAX：088-621-2862

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

Ｑ１　「徳島県災害廃棄物処理計画」ってどんな計画？

「徳島県災害廃棄物処理計画」は、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示し、県内市町村が「災害廃棄物処理計画」を作成するうえでの道しるべとして、国の「災害廃棄物対策指針」等を基に、平成 27 年 3 月に策定しました。

この度、本年２月に公表された「南海トラフ巨大地震」の新たな被害想定に基づき、発災後に発生が見込まれる「災害廃棄物」や「津波堆積物」の発生量推計を見直すとともに、「令和８年熊本地震」や「令和６年能登半島地震」など、昨今頻発する大規模災害で得られた「最新の知見」を計画に反映させることで、迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた、実効性のある計画として改定を行うものです。

Ｑ２　どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県災害廃棄物処理計画」改定（案）では、「平時」、「初動対応準備期」、「応急対応期」、「復旧・復興期」の４つのステージに分類し、それぞれで必要とされる「実践的」な対応を具体化できるよう、取りまとめています。

これらの事項について、具体的なご意見をお寄せください。

（→「徳島県災害廃棄物処理計画」改定（案）については、　別添資料を参照してください。）

Ｑ３　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。